

# 個人住民税の特別徴収にかかる一括徴収制度について

一括徴収制度とは、特別徴収税額のある給与所得者が退職等によって給与の支払を受けないこととなった場合、特別徴収税額のうち残税額について、給与や退職金が支払われる際に一度にその残税額を徴収し、納入していただく制度です。この制度は、退職等によって給与の支払を受けないこととなった給与所得者の納付の便宜を図るために設けられたものです。

以下の「1. 必ず一括徴収になるとき」以外であっても、できるだけ一括徴収のご利用をおすすめします。

## 1. 必ず一括徴収になるとき

---

以下のA又はBのいずれかの場合、一括徴収してください。[地方税法第321条の5第2項]

A. 退職等により特別徴収できなくなった事由が、6月1日から12月31日までの間に発生し、次の条件のすべてにあてはまる場合

条件①：納税者から一括徴収されたい旨の申出がある。

条件②：翌年5月31日までの間にその納税者に支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額を超える。

B. 退職等により特別徴収できなくなった事由が、翌年の1月1日から4月30日までの間に発生し、次の条件にあてはまる場合

条件：その年の5月31日までの間にその納税者に支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額を超える。

## 2. 一括徴収することとなったときの手続き

---

特別徴収義務者は、通常の退職等と同様に「異動届出書」を作成し、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに必ず関係市町村へ提出してください。その際、「②給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合」の各欄に必要事項を記入してください。

## 3. 一括徴収した税額の納入方法

---

特別徴収義務者は、未徴収税額を「異動届出書」の「一括徴収予定額」の欄に記載した額に基づいて、給与又は退職手当等から特別徴収し、徴収した月の翌月10日までに他の納税者に係る特別徴収税額と併せて納入書により納入してください。

なお、この納入する額は、納入書の「給与分（一括徴収分を含む。）」の欄に記入することになりますので、ご注意ください。